

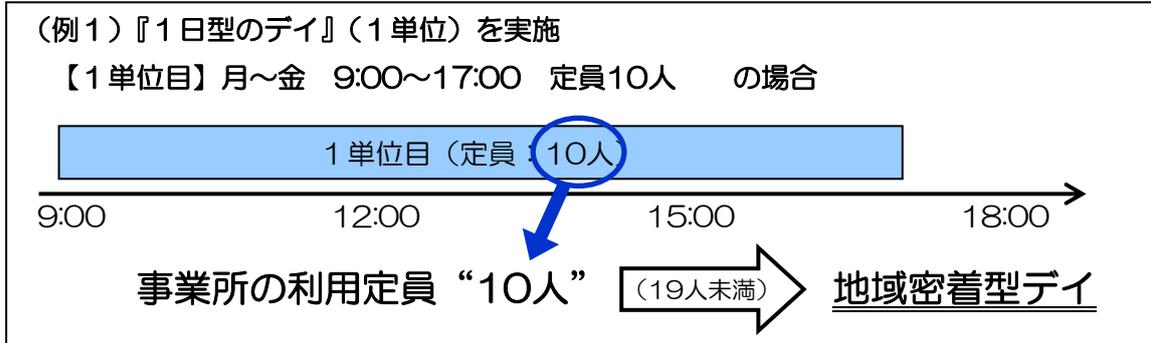
地域密着型通所介護への移行に関する定員の考え方について

『地域密着型通所介護』と『通所介護』の位置付けの判断基準となるのは、『指定通所介護事業所の利用定員』です。

『指定通所介護事業所の利用定員』とは、サービス提供単位ごとの利用定員ではなく、事業所において『同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限』をいいます。

※茨木市に届け出られている『事業所の利用定員』により判断します。
具体的な利用定員の考え方は、以下の図表をご参照ください。

“地域密着型通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19人未満）



“通所介護”となる事例（事業所の利用定員：19人以上）

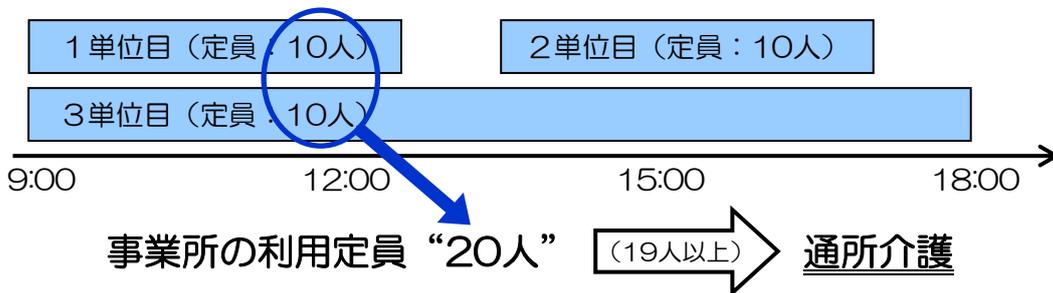


(例2) 『午前・午後の半日型デイ』と『1日型デイ』(計3単位)を実施

【1単位目】月～金 9:00～12:30 定員10人

【2単位目】月～金 13:30～17:00 定員10人

【3単位目】月～金 9:00～18:00 定員10人 の場合

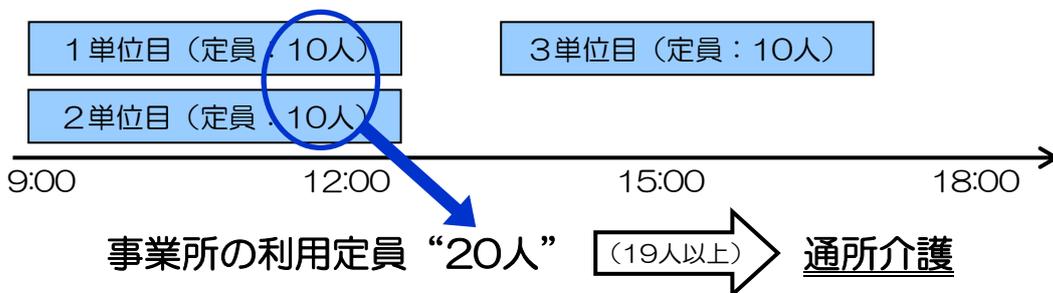


(例3) 『午前・午後の半日型デイ』(計3単位)を実施

【1単位目】月～金 9:00～12:30 定員10人

【2単位目】月～金 9:00～12:30 定員10人

【3単位目】月～金 13:30～17:00 定員10人 の場合

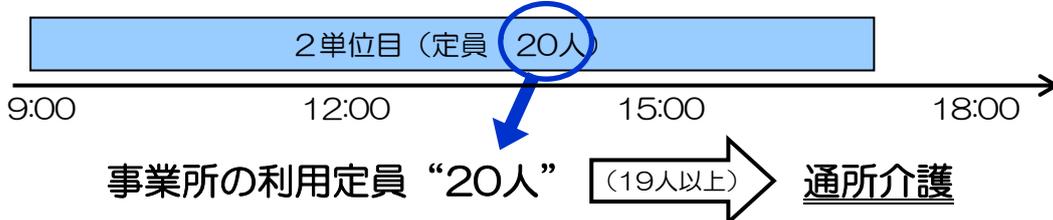


(例4) サービス提供日によって異なる定員(計2単位)で実施

【1単位目】月・水・金 9:00～17:00 定員15人



【2単位目】火・木・土 9:00～17:00 定員20人 の場合



要注意!

地域密着型に移行するか、しないかの判別に 報酬算定上の規模区分(小規模や通常規模等) は関係ありません。

- ① 現在、通常規模以上の報酬を算定している事業所であっても、
定員が19人未満の場合は地域密着型通所介護に移行します。
- ② 現在、小規模の報酬を算定している事業所であっても、
定員が19人以上の場合は地域密着型通所介護には移行しません。